

令和8年2月27日

令和8年度 予算及び事業計画に伴うお知らせ

愛鉄連健康保険組合
理事長 江原 功一

令和8年度予算及び事業計画が組合会にて承認されましたのでお知らせいたします。
健康保険料率及び介護保険料率につきましては、令和7年度から据置としております。

また、令和8年4月に『子ども・子育て支援金』制度が開始されます。詳細については「1. 令和8年度 健康保険料率・介護保険料率等について」をご覧ください。

◆ 令和8年度事業計画 ◆

令和7年度から開始した事業所訪問を通じて明らかになってきたニーズにお応えできるよう、実務サポートや情報提供を強化する訪問を継続します。

また、加入事業所の就業環境や健康管理の状況等をお尋ねするアンケート調査（事業所特性リサーチ）の結果を活かし、事業所の特性を踏まえた保健事業の検討を進めます。

併せて、事業の利用と効果を重視するため、一部事業の縮小・廃止をいたしますが、この見直しにより生まれた財源を新たな事業（コラポ）に充てることで、健康づくりに取り組んでいただく事業所を増やし、結果として医療費の適正化につなげたいと考えております。

ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

□■□ 通知内容 □■□

1. 令和8年度 健康保険料率・介護保険料率等について
『子ども・子育て支援金』制度
2. 事業所支援の充実
3. 令和8年度 保健事業

【お問い合わせ】

愛鉄連健康保険組合 通知に記載の各担当課

TEL:052-461-6131 FAX:052-461-6135

1. 令和8年度 健康保険料率・介護保険料率等について

組合会において健康保険料率および介護保険料率は、令和7年度から据え置くことが決定されました。

◆ 令和8年3月1日適用（任意継続被保険者は令和8年4月1日適用）

※ 令和8年3月分は、4月中旬に組合から告知し、納付期限は4月30日です。

健康保険料率 98.40/1000（従前 98.40/1000）

| | | | |
|--------|--------|------------|-----------------|
| 内 訳 | 基本保険料率 | 58.32/1000 | （従前 57.19/1000） |
| | 特定保険料率 | 38.83/1000 | （従前 39.94/1000） |
| | 調整保険料率 | 1.25/1000 | （従前 1.27/1000） |

介護保険料率 15.90/1000（従前 15.90/1000）

【内訳】

| | 健康保険料率 | 介護保険料率 |
|------|-------------------|-------------------|
| 事業主 | 49.20/1000 | 7.95/1000 |
| 被保険者 | 49.20/1000 | 7.95/1000 |
| 計 | 98.40/1000 | 15.90/1000 |

※ 健康保険料は、基本保険料・特定保険料・調整保険料の合計です。

※ 介護保険料は、40歳～64歳の被保険者が対象です。

『子ども・子育て支援金』について

令和8年4月から、政府による少子化対策の一環として『子ども・子育て支援金』制度が開始され、令和8年4月分（5月納付分）から支援金の徴収が始まります。

「子ども・子育て支援金率」を含む保険料月額表は、3月中旬にお知らせします。

◆ 令和8年4月1日適用

子ども・子育て支援金率 2.30/1000

【内訳】

| | 健康保険料率 | 子ども・子育て支援金率 | 介護保険料率 |
|------|-------------------|------------------|-------------------|
| 事業主 | 49.20/1000 | 1.15/1000 | 7.95/1000 |
| 被保険者 | 49.20/1000 | 1.15/1000 | 7.95/1000 |
| 計 | 98.40/1000 | 2.30/1000 | 15.90/1000 |

※ 子ども・子育て支援金は、全被保険者が対象です。

次ページ「子ども・子育て支援金制度」もご覧ください。



【お問い合わせ】愛鉄連健康保険組合 総務課

Mail : soumu@aiteturen-kenpo.or.jp

Tel : 052-461-6131

令和8年度より開始します

「子ども・子育て支援金制度」

POINT 1 子ども・子育て支援金制度って何？

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連携のしくみです。

令和8年4月保険料（5月納付分）より

一般保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。

一般保険料

+

介護保険料
(※40歳以上)

+

子ども・子育て
支援金

追加



POINT 2 納めた支援金は何に使われるの？

子ども・子育て支援金を財源として、こども未来戦略「加速化プラン」の取り組みを実施します。加速化プランでは、わが国の少子化対策を促進するために児童手当の拡充等の給付の拡充を行います。

- 妊婦のための支援給付（10万円相当の経済的支援）
- 出生後休業支援（育休給付率を手取り10割相当に）
- 育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付）等

POINT 3 どのくらい負担するの？

- 負担率(支援金率)は、令和8年度0.23%からスタートし、10年度には0.4%程度に段階的に上がることが想定されます。
- ただし、国が令和10年度の支援納付金の最大規模を決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように右肩あがりに増え続けることはありません。

<各年度の支援納付金の総額>

※()は支援金率

R 8年度...約6,000億円 (0.23%)

R 9年度...約8,000億円

R10年度...約1兆円 (約0.4%)

R11年度以降は約1兆円の範囲内で推移

最大値

一人当たり負担額

※イメージ※

(標準報酬月額×支援金率=毎月の負担額)

例) 標準報酬月額が30万の場合〈令和8年度〉

会社と折半(原則)

30万円×0.23%=690円/月



事業主負担
345円



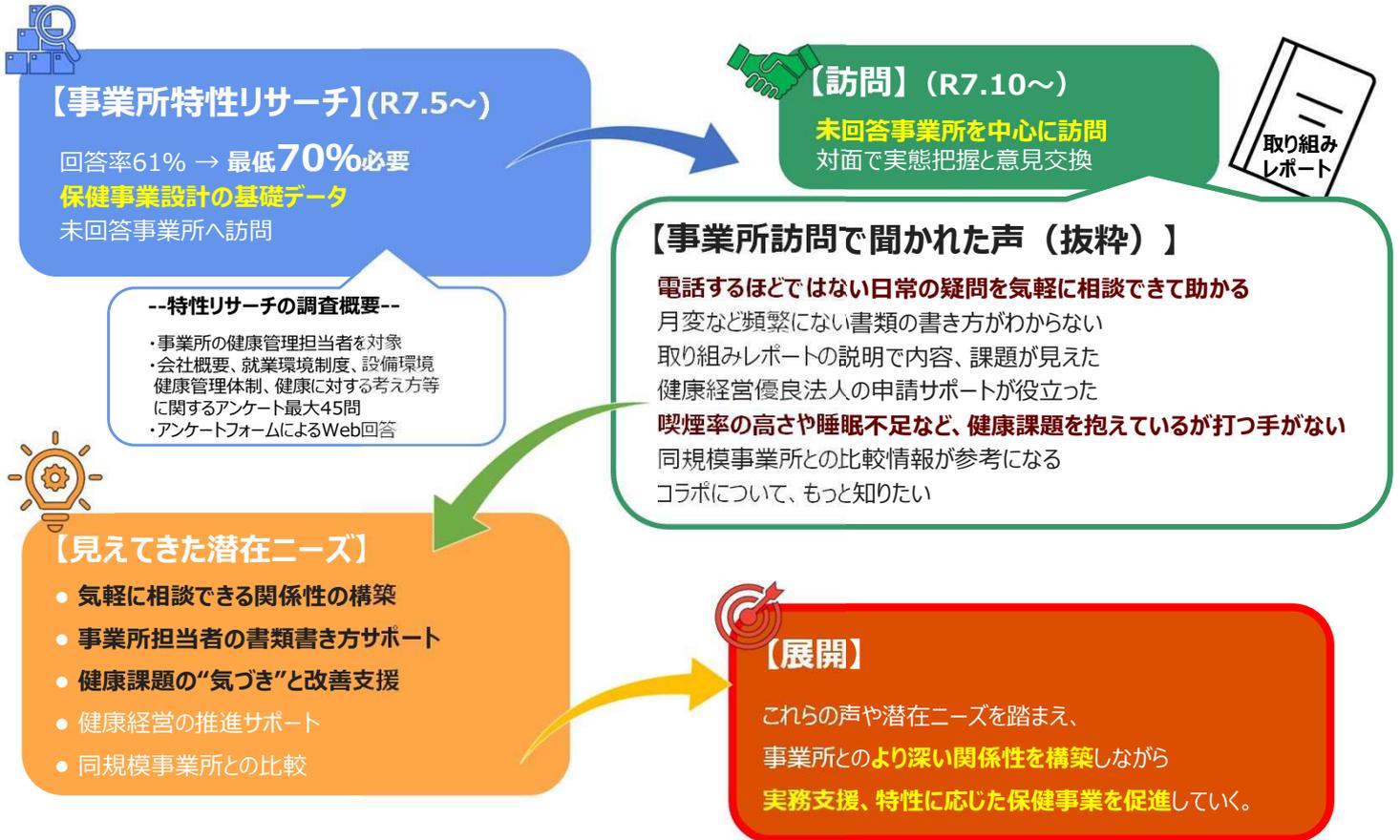
被保険者負担
345円

※賞与が支払われた際には、賞与からも徴収されます

※本リーフレットは、こども家庭庁・厚生労働省と内容を調整・確認のうえ作成しています。

2. 事業所支援の充実 ～関係性構築と特性に応じた保健事業の推進～

事業所訪問を通じて、書類作成時の疑問、自社の健康課題の把握や同規模事業所との比較など、事業所のニーズが明らかになってきました。令和8年度は、気軽に相談できる関係性づくりを進めつつ、書類の書き方サポートや法改正・保健事業の情報提供など、支援を充実させてまいります。また、事業所特性リサーチの結果を活かし、就業環境や健康課題を踏まえた保健事業を提案するなど、健康づくり活動の推進をします。これらの取組を通じて医療費の適正化を図り、将来的な保険料率の引き下げにつなげていきます。



新規事業所の勧誘について

平成30年度から、人数規模の拡大による安定した組合運営を目指して新規事業所の勧誘に取り組んできました。その結果、当初目標であった被保険者数4万人を達成しました。今後は、この人数規模を維持しつつ、財政の健全化を最優先とする方針へ転換し、**事業所支援の充実**を一層進めていきます。

また、新規事業所の勧誘については、被保険者50人以上で平均報酬月額が当組合基準を上回るなど、財政効果が見込める事業所を対象を絞って実施します。

【新規加入事業所数と人数および報酬月額】

| 区分 | 事業所数 | 人数 | 平均報酬月額(円) | 差 |
|----|------|--------|-----------|-------------|
| 既存 | 469 | 32,352 | 349,996 | +4,604 円 |
| 新規 | 73 | 8,544 | 354,600 | |

※ 既存加入事業所と平成30年度以降加入の新規事業所について、令和7年12月末時点の平均報酬月額で比較

【お問い合わせ】愛鉄連健康保険組合 業務課

Mail : gyomu@aiteturen-kenpo.or.jp

Tel : 052-461-6131

3. 令和8年度保健事業

昨年度から、より効果の望める保健事業へと精錬させていくために、事業の見直しを進めています。データに基づく事実と医学的知見に裏付けられた科学的根拠に加え、各事業所の実情や国の動向を踏まえながら、事業の質を高めていけるよう、引き続き高いアンテナを張り、広い視野をもって検討を進めてまいります。

令和8年度も、その検討過程で得られた方針に基づき、前年度からの計画を継続しつつ着実な進展に努めます。

◆ 保健事業の変更点 ◆

① 再検査の補助料金の減額

巡回事業所健診の事後フォローの1つである**再検査の補助料金**は、下記表のとおり**従来の半額**になります。

これは、健診で要医療判定であった方について、誤解なく、適切に医療機関受診につなげるための、事業見直しの一貫であり、令和9年度からは、再検査の補助は廃止する方向で計画しています。



【補助対象者】

再検査：健診で当組合の指定項目において「要再検査」と判定された方

効果測定：40歳以上の方は「特定保健指導対象者」、40歳未満の方は「健診結果において、特定保健指導基準に該当し、一般健康支援を受けた方」

※ **ただし、血液検査結果中に、要精密検査、要受診（医療）、治療中の判定がある場合は対象外です。**

| 項目 | 契約料金 | 自己負担額 | | | |
|------|-------------------|--------------------|------------|----------------|--------------------|
| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | |
| 単一項目 | 糖代謝 | 1,540円 | 0円 | 770円 | 1,540円 |
| | 貧血 | 1,100円 | 0円 | 550円 | 1,100円 |
| | 肝機能 | 2,310円 | 0円 | 1,155円 | 2,310円 |
| | 尿酸 | 770円 | 0円 | 385円 | 770円 |
| | 脂質 | 1,100円 | 0円 | 550円 | 1,100円 |
| | 腎機能 (尿検査なしの金額) | 1,760円 (1,518円) | 0円 (0円) | 880円 (759円) | 1,760円 (1,518円) |
| | 血圧 | 220円 | 0円 | 110円 | 220円 |
| 複数項目 | 肝機能+尿酸 | 2,420円 | 0円 | 1,210円 | 2,420円 |
| | 肝機能+脂質 | 2,750円 | 0円 | 1,375円 | 2,750円 |
| | 尿酸+脂質 | 1,100円 | 0円 | 550円 | 1,100円 |
| | 肝機能+尿酸+脂質 | 2,970円 | 0円 | 1,485円 | 2,970円 |

【参考：見直しの経緯】

健診結果の判定について、一般的な定義は右記のように説明できますが、当組合では、健診にて要再検査以上（要精密検査、要医療等）の判定を有した場合、当組合が指定する項目について、再検査を受けられることとしてまいりました。しかし、次のような重大な問題が生じました。『要再検査判定と要精密検査判定を併せ持った人が、再検査該当項目のみ再検査実施 → その結果は「異常なし」 → それにより、「検査していない要精密検査であった項目も異常なし」と誤解 → 医療機関を受診していなかった』というケースです。

このように、現行の再検査の仕組みは、丁寧なフォローができる一方で、意図せず誤ったフィードバックとなり、要精密検査判定がある人の適切な医療機関受診につながらない、という避けるべき事態を招いたことが見直しの経緯です。

健診結果における一般的な判定の定義

要再検査とは

検査結果の数値が正常値から外れている状態。直ちに治療を開始する必要はない。

要精密検査とは

検査結果の数値が正常値から外れているが、疾患を特定することが難しく、原因を突き止めるための更なる精密検査が必要な状態。そのため、できるだけ早い受診が必要。

| | 要再検査 | 要精密検査 |
|------|------------|-------------|
| 目的 | 一時的な異常かを確認 | 病気の原因を特定 |
| 検査内容 | 健診と同じ検査 | より専門的で詳しい検査 |

② 「健康経営優良法人申請料」補助の廃止

健康経営優良法人の申請料の補助を、段階的に廃止する方向で進めてまいりました。

その計画に沿って、**令和 8 年度からは補助を廃止**いたします。

それに替える形で、事業所向けのインセンティブ事業「コラポ」(けんぼとのコラボレーションポイント) を新たに構築しています。

| 区分 | 申請料補助金額 | |
|------|-----------|-------|
| | 令和7年度(半額) | 令和8年度 |
| 中小規模 | 8,250円 | 0円 |
| 大規模 | 44,000円 | 0円 |

【参考：見直しの経緯】

当組合では、健康経営の実践を推進してまいりました。その結果、健康宣言や健康経営優良法人の認定を取得する事業所が右肩上がりに増え、その数は、制度開始以来、毎年増加しています。

この状況から、当組合が目指す医療費適正化に向けて、ギアチェンジの時期に来ていると判断し、**健康経営優良法人の認定取得そのものを目的化するのではなく、取り組みの効果として、従業員の皆さまの生活習慣や健診結果の改善につなげることを重視**していくことといたしました。

取り組みを効果につなげるため、申請料の補助制度に替えて、健康経営の成熟度や事業所の健康課題に応じたコンサルティングや保健事業活用の提案を強化してまいります。

③ 新ポイント還元事業「コラポ」(コラボレーションポイント) の付与開始

令和 7 年度の実績に基づき、令和 8 年度に「コラポ」の付与を開始します！

「コラポ」とは、健康経営取り組みレポートの点数に応じて決定されるポイントです。



健康経営取り組みレポートの点数(レベル)は、事業所の健康づくり活動の実践度合いと従業員の方の健康度合いをスコア化したものです。各年度の実績に基づく点数に応じて、ポイントの倍率が変わります。

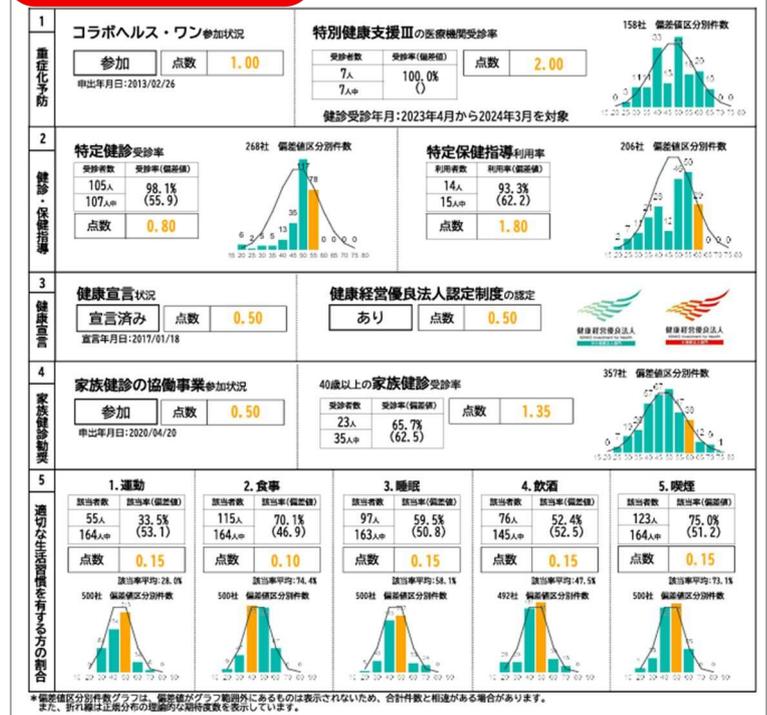
ポイントを高めるには、当組合と連携し、保健事業を積極的に活用しながら健康づくり活動を進め、良好な生活習慣の従業員を増やすことがカギです！

「健康経営」取り組みレベル
9.15 /10点

「健康経営取り組みレポート」が
リニューアルします！

【💡健康経営取り組みレベル 加点要件】

- 従業員の健診受診率を上げる
- 重症化予防「コラポヘルス・ワン」、「特定保健指導」を利用する
- 健康づくり活動に取り組み、「健康宣言」をする
- 家族の健診受診を勧奨する
- 良好な生活習慣を持つ従業員を増やす



令和 7 年度から実施している、**事業所特性リサーチ「実態調査」**にご協力いただきありがとうございます。

結果を分析し、医療費適正化につながる保健事業の改善と事業所に応じた提案につなげてまいります。

【ポイント還元方法】

- 前年度実績に基づき翌年の8月頃にポイントを付与
 - 1ポイント=1円で還元
 - 金額を印字した「健康づくり費用補助金申請書」（仮称）を、8月頃当組合から事業所あてに送付
 - 振込口座をご記入 → 当組合へ申請
- ※ ご注意：ポイントは次年度へ引き継ぐことはできません！

【aiヘルスアップポイント残高の取り扱い】

現在の市場価格を踏まえ、**6割相当額に換算して付与**（例）aiヘルスアップポイント：1ポイント=0.6円

【ポイント還元の式】

一人当たり単価（96円）*×健診受診人数×**健康経営取り組みレベル係数**

* 令和7年度の単価です。一人当たり単価は毎年変動します。

単価 = 実績評価年度決算時の平均標準報酬に基づく健康保険料事業所負担
× 健康経営取り組みレポート7点以上事業所数
÷ 実績評価年度の決算時の平均被保険者数

| 取り組み点数 | 係数 |
|------------|-----|
| 9.00~10.00 | 2.0 |
| 8.00~8.99 | 1.8 |
| 6.00~7.99 | 1.6 |
| 4.00~5.99 | 1.4 |
| 2.00~3.99 | 1.2 |
| 1.00~1.99 | 1.0 |

【事業の展望】

～ 取り組み重視のプロセス評価から健康改善重視の効果評価へ～

現在 44.0%

当面の目標：健康経営取り組みレポートの点数 **7点以上**の事業所 **50%**！

目標到達後は、**健康経営取り組みレポートの各項目の配点や係数等を見直し**ながら進めていきます。

④ インフルエンザ予防接種（巡回接種）の申込手順変更について

令和8年度より、巡回接種の申込手順を以下のとおり変更いたします。

【主な変更点】

- 事業所から当組合への申込書は不要になります。契約健診機関と直接調整いただきますようお願いいたします。
- 当組合からは、インフルエンザ予防接種の巡回接種に関する「ご案内」（広報）のみとなります。
- 前年度接種実績のある事業所に対し、契約健診機関からもお声掛けいただくように依頼しています。

※ 巡回予防接種を実施したことがなく、実施を希望される場合は当組合へご連絡ください。

【変更理由】

当組合へ申込書をご提出いただいておりますが、8割を超える事業所は、すでに健診機関との調整が終わっています。それにも関わらず申込書のご提出を求めることは、事業所ご担当者様の事務負担になると考え、実際の調整状況に即した効率的な運用に改善するためです。

★インフルエンザ予防接種（巡回接種）の運用手順変更については、今後も複数回にわたり、事業所および契約健診機関へ周知してまいります。よろしくお願いいたします。

⑤ 広報物の発行回数見直しについて

事業所ご担当者からのペーパーレス化のご要望が年々増加しています。健康保険関連事業について、ペーパーレス化に向けた準備と検討が必要であると考えております。そこで、令和8年度からは、広報物の発行回数を以下のとおり見直します。

【主な変更点】

- **事業所ご担当者向け「けんぼだより」**
年4回（春・夏・秋・新年） → **年3回（春・夏・新年）**
事業所への送付 & 当組合 HP へ掲載
- **本人（被保険者）向け「愛・けんぼ」**
年2回（春・秋） → **年1回（春）**
事業所への送付 & 当組合 HP へ掲載



【1 回削減分に替わる情報発信】

事業所ご担当者向けには、メール、組合 HP の他、ウェビナーにて発信いたします。
被保険者向けには、Pep Up を活用した配信を予定しています。
（※Pep Up は、被保険者と配偶者が閲覧可能です。）



【参考：見直しの背景】

昨今では、日常生活からビジネスまで、あらゆるものの DX 化が進行しています。近い将来、人口の大半がスマホ世代になります。そのような中、事業所ご担当者の声として、「従業員数や拠点数が多く、紙媒体の配付は負担が大きい」、「ポスターやパンフレット等、配布物ではなくデータで掲示したい」など、ペーパーレス化の要望が年々増加しています。しかし、一方で、「従業員からの提出物など、紙媒体の方が確実に回収できて管理しやすい」との声もあります。事務運用の視点で考えると、紙媒体は経費や工数がかかること、ヒューマンエラーやセキュリティの観点から、ネガティブな面が多くあります。

以上のことを踏まえると、ペーパーレス化に向けて具体的な準備を始める時期だと考えており、まずは広報から見直すことといたしました。今後、当組合の事業全体について、ペーパーレス化の実現可能性を検討してまいります。

令和8年度も、従業員の皆さまの疾病予防や重症化予防を軸に、事業を展開いたします。あわせて、それぞれの事業所にあった保健事業の活用についてご提案できるよう、努めてまいります。
事業の変更点の他、健康づくり活動に関することなど、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】愛鉄連健康保険組合 保健事業課

Mail : kenkoukanri@aiteturen-kenpo.or.jp

Tel : 052-461-6131